

鎌 総 第 1503号

令和4年(2022年)8月30日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松 尾 崇



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)



議会受付番号	文書質問第 8 号
質問者	保坂 令子 議員
答弁する者	市長 (健康福祉部スポーツ課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 8 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

本市は 2021 年 2 月に「公の施設における使用料等の算定基準」を策定し、この算定基準に基づいて、使用料等の見直しを内容とする関係条例の改正を進めている。2022 年 2 月議会で可決・成立した「鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」には、市民の施設利用料金の単価の見直しに加え、▽市民以外の利用者の新規料金設定▽会議室を運動に使用する場合の新規料金設定▽トレーニング室の利用時間を 2 時間と規定▽団体利用における施設の「半面」使用枠の導入▽団体利用における人数に応じた料金設定の導入 などの変更事項が盛り込まれている。

改正規定の運用により市民の施設利用に支障が生じることが懸念されるため、次の 2 点について伺う。

- ① 団体利用における「半面」使用については、剣道場・柔道場のように同一種目での利用であれば問題はないと思われるが、競技場・多目的室・会議室（運動での利用）などにおいては、異種目が同じ部屋を使うことになり、音（音楽）・発声や冷暖房の使用などで、一方の団体の活動がもう一方の団体の活動の妨げになるおそれはないか。
- ② 団体利用における人数に応じた料金設定では、元々会員数が「20 人以下」の団体であれば、当日の利用者がそれを超えることはないが、会員数が 21 人以上の団体の場合は、利用日によって人数が変動して料金分類が当日にならなければ確定しない、あるいは利用時間帯の途中で人数が増えて料金分類が変わることもありうる。利用当日に料金の支払い額が決まり、支払いが発生するのは、利用団体側にとっては煩雑な仕組みである。煩雑さを軽減する方策は検討されているか。

また、スポーツ施設 4 館の現行の指定管理期間は 2023 年 3 月 31 日までである。よって、次期指定管理に向けて現状における改善点の有無を確認しておく必要があるという観点から、次の 2 点について伺う。

- ③ 指定管理者が実施する自主事業に施設が使用され、一般利用者の利用枠が狭まっている状況はないか。また、現行の指定管理期間中にこの件に関し、利用者・利用団体から苦情や改善要望が出されたことはあるか。

- ④ トレーニング室など、スポーツ・トレーニングの指導に関する有資格者の配置が必要なところで、常に適切な配置がされてきているか。

2 質問の理由

団体利用における施設の「半面」利用については、先行して導入した自治体において、利用者から「使いづらい」という声が上がっていると聞き及んでいる。

自主事業の実施が一般利用者への施設貸出の枠を圧迫する懸念については、6月定例会において鎌倉市生涯学習センターの指定管理者指定議案の審査においても問題提起したところであり、市としてそのような懸念が生じないように努めることを求めるものである。

②④の質問については、理由を付記する必要もないと思われるが、利用者の利便性や安全な施設利用を確保する視点で伺っている。

3 答弁

- ①団体利用における半面利用は、施設の稼働率が高止まりしている中、利用機会の拡大を図るために半面利用を可能とする運用を開始するものです。

御指摘のとおり、音などを出したり気にしたりする利用団体については、これまでどおり全面でご利用をいただくことやお互いに譲り合いながら使用していただくことを案内し、支障のない運用に努めてまいります。

- ②団体利用における人数に応じた料金設定については、これまで人数に関係なく施設の利用料金を定めていたため、会員の少ない団体は1人あたりの負担が大きくなってしまっていたことから、1人当たりの利用料金の均衡を図ることを目的に設定したものです。

スポーツ施設を利用する団体は、事前に利用の日時、目的及び人数等を予約システムに入力して申込みを行い、利用開始の7日前までに利用料金を支払っており、この運用は今回の条例改正後も同様となります。

御指摘のとおり、区切りの部分での人数増減が発生した場合は利用料金の変更が生じてしまいますが、少人数で利用される団体の利用料金の負担を軽減するために改正した趣旨を御理解いただき、利用当日の精算手続きにご協力をいただくようお願いするとともに、精算手続きが利用団体の手間とならないよう新しい指定管理者と調整してまいります。

- ③指定管理者が実施する自主事業については、鎌倉市スポーツ施設指定管理者業務基準書において運動教室等の開催を定めており、主に利用団体を使用していない時間帯や会議室等を活用して実施しています。しかしながら、自主事業への参加者が増加する中で、利用団体の利用希望日と自主事業実施日が重なってしまい、直近では令和3年10月に利用団体から改善要望が出されたことがありました。その際には利用団体と指定管理者とで協議し、利用時間帯等の変更の調整を図ったという経過があります。

なお、指定管理者が開催する運動教室等の自主事業は、これまでスポーツをする習慣のなかった方にスポーツをするきっかけを提供する有効な事業と捉えており、開催するにあたっては、なるべく多くの方に参加していただけるよう、場所や時間帯は重要であると考

えています。参加希望者が増加してきている中で、新たな時間帯等の設定については、既存の利用団体の状況を確認しながら行うよう指示しています。

④スポーツ・トレーニングの指導に関しては、法令で有資格者を配置しなければならないという規定はありませんが、本市では鎌倉市スポーツ施設指定管理者業務基準書に設置を定め、トレーナーとして指導するための研修を受け一定の基準を満たし、かつ、救命の資格を持っているスタッフを常時配置し、安全管理や利用者の求めに応じた運動指導等を行っています。